加强港上的

長野県松本家畜保健衛生所

〒390-0851 松本市島内西川原 6931

TEL:0263-47-3223 FAX:0263-47-0101

E-mail: matsukachiku@pref.nagano.lg.jp

中信家畜畜産物衛生指導協会

TEL:0263-47-6789

豚・いのししの 飼養衛生管理基準が改正されました

農林水産省 飼養衛生管理基準

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/

索

豚・いのししの飼養衛生管理基準の改正が公布されました。

改正後の飼養衛生管理基準は、令和2年7月1日に施行されます(一部の取組には猶予期間あり)。 飼養衛生管理基準を熟読していただき、期日までに遵守できるよう準備をお願いします。 改正させる項目は以下のとおりです。詳細については、家保へお問合せください。

- | 家畜の所有者の青務
- 2 飼養衛生管理マニュアルの作成並びに従業員及び関係者への周知徹底(施行: R3. 4~)
- 3 野生動物での家畜伝染病の感染確認による発生リスクの高まりへの追加措置
- 4 衛生管理区域の考え方
- 5 放牧制限の準備措置
- 6 衛生区域内での愛玩動物の飼養禁止
- 7 **衛生管理区域への野生動物の侵入防止措置**(施行:R2.7~)
- 8 **畜舎等への野鳥等の侵入防止措置**(施行:R2. 7~)
- 9 肉を扱う事業所等から排出される食品残さの飼料利用での処理及び管理方法(施行:R3.4~)
- 10 更衣及び車両の乗降の際の交差汚染防止措置
- || 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等の実施
- | 12 衛生管理区域の整理整頓及び消毒の実施

農林水産大臣が指定する地域における追加措置

飼養衛生管理基準の規定 7 の「農林水産大臣が指定する 地域」(以下「指定地域」という。)では、野生動物からの家畜 伝染病の病原体が伝播するリスクが高いことから、以下の事 項について、措置が必要になります。

- 〇 畜舎ごとに専用の長靴と衣服を着用する。
- 〇 指定地域で収穫された農作物等を利用する場合は、家 保へ助言を求め指導に従う。
- 〇 畜舎間の家畜の移動は、屋根、壁等により野生動物等による病原体の侵入防止がで きる畜舎間通路、洗浄・消毒済のケージ、リフトを使用する。
- 〇 放牧場、パドック等における舎外飼養を中止する。





